

# 香川県報



第 79 号

平成 17 年

10月7日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県職員互助会設置規則の一部を改正する規則

（職員課）

一

### 告 示

○有害図書 の 指定

（青少年・男女共同参画課）

●騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等

（環境管理課）

二

●平成十三年香川県告示第四百六十七号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定に基づく区域の指定）の一部改正

（ ）

三

●騒音規制法の規定による指定地域の廃止

（ ）

三

●平成十二年香川県告示第八百号（騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定）の一部改正

（ ）

（ ）

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（ ）

（ ）

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

（水産課）

五

○道路の区域変更及び供用開始

（道路保全課）

六

●平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正

（都市計画課）

六

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正

（審査課）

（ ）

### 公 告

○土地改良事業の適否決定（五件）

（土地改良課）

○土地改良事業の認可

（ ）

○土地改良区の定款変更の認可

（ ）

○土地改良区の役員 の 退任 の 届出

（ ）

○県営土地改良事業の工事完了

（ ）

○都市計画の図書の写しの縦覧

（ ）

○選挙管理委員会告示

（都市計画課）

○地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の三分の一の数の

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

## 規 則

香川県職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第九十三号

香川県職員互助会設置規則の一部を改正する規則

香川県職員互助会設置規則（昭和三十八年香川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第五条の二中「団体は」の下に、「毎年度予算の範囲内において」を加え、「納入しなければならぬ」を「納入する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

●香川県告示第六百十四号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定

により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鑑 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
162	平成十七年九月三十日	雑誌	別冊 ドット 10月号 (通巻39号)	17907-10	㈱マガジン・マガジン	内容が著しく性的感情を刺激し、又は越えだしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
163		雑誌	マガジン・サオー 10月号 (通巻第184号)	08397-10	〃	
164		コミック誌	レディースコミック Manon 9月号 (通巻第155号)	13773-09	〃	
165		雑誌	Street SUGAR 10月号 (V O L . 309)	04167-10	㈱サン出版	
166		雑誌	別冊 Street SUGAR 10月号 Street SUGAR 10月号増刊	04168-10	〃	
167		雑誌	若妻 (ヤソツマ) 10月号増刊 (V O L . 28)	08841-10	㈱ババハラス	
168		雑誌	お嬢様が好き! That's DANI10月号増刊(V O L . 8)	04118-10	〃	
169		コミック誌	コミック まあるまん 10月号 (通巻136号)	13701-10	㈱ぶんか社	
170		雑誌	みこすり半劇場 巨乳ちゃん 10月号 (通巻74号)	08469-10	〃	
171		雑誌	特撰 三十路妻 10月号 (通巻3号)	16781-10	㈱笠倉出版	
172	コミック誌	漫画 ぼんがいち 10月号 (通巻第178号)	18295-10	㈱コアマガジン		
173	雑誌	レディースコミック・タワー 10月号 (no.158)	19673-10	三和出版㈱		
174	雑誌	ヤングコミック 9月号 (通巻第246号)	08893-09	㈱少年画報社		

175	雑誌	Hな萌え系美少女のナイショ 話 10月号 コミックSU- PERパチスロ王国10月号増 刊(V O L . 01)	03760-10	㈱ダイアプレス
176	コミック誌	Namaiki ツ! まんがライ ブ 10・1増刊 (vol.93)	18636-10 /1	㈱竹書房
177	雑誌	本当に若妻が好き! Cク チスロ裏テク大実戦 10月1日増刊号 (Vol.3)	13796-10	平和出版㈱
178	雑誌	ザ・ベスト MAGZINE Special 10月号 (N O - 147)	14077-10	㈱ベストセラーズ
179	雑誌	ナックルズEX V O L . 02 漫画実話ナックルズ 10月5日増刊	18422-10	ミリオン出版㈱
180	雑誌	パソコンパラダイス 10月号 (vol.161)	07483-10	㈱メディアアックス
181	雑誌	月刊ケリーム 10月号 (No.159)	03299-10	クイリア出版㈱
182	雑誌	Yhal Hip&Lip 10月号 (通巻第21号)	08877-10	㈱クニママガジン社

●香川県告示第六百十五号

騒音規制法 (昭和四十三年法律第九十八号) 第三条第一項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 (以下「指定地域」という。)並びに同法第四条第一項の規定による指定地域における特定工場等において発生する騒音に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準並びに騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (平成十二年総理府令第十五号。以下「省令」という。)別表備考の規定に基づく区域を次のとおり定め、平成十七年十月十一日から施行する。

なお、「別図第一」及び「別図第二」は、省略し、平成十七年十月十一日からその図面を香川県環境森林部環境管理課及び観音寺市市民部生活環境課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定地域

観音寺市のうち別図第一に着色した部分の区域

二 特定工場等において発生する騒音に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前八時から 午後七時まで	朝・夕 午前六時から 午前八時まで 及び 午後七時から 午後十時まで
第一種区域	五十デシベル	四十五デシベル
第二種区域	五十五デシベル	五十デシベル
第三種区域	六十五デシベル	六十デシベル
第四種区域	七十デシベル	六十デシベル
備考	一 「第一種区域」とは、別図第一のうち緑色で着色した部分の区域をいう。 二 「第二種区域」とは、別図第一のうち黄色で着色した部分の区域をいう。 三 「第三種区域」とは、別図第一のうち桃色で着色した部分の区域をいう。 四 「第四種区域」とは、別図第一のうち青色で着色した部分の区域をいう。	

三 省令別表備考の区域の区分

1 a 区域

観音寺市のうち別図第二に緑色で着色した地域

2 b 区域

観音寺市のうち別図第二に黄色で着色した地域

3 c 区域

観音寺市のうち別図第二に桃色で着色した地域

●香川県告示第六百十六号

平成十三年香川県告示第四百六十七号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年

十月十一日から施行する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一中「及び平成十七年香川県告示第百五十七号」を「、平成十七年香川県告示第百五十七号」に、「（以下）を」及び平成十七年香川県告示第百六十五号（騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等）（以下）に改める。

●香川県告示第六百十七号

平成九年香川県告示第四百十一号（騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更）で定めた指定地域のうち観音寺市に係る部分並びに昭和四十九年香川県告示第百六十五号（騒音規制地域の指定等）で定めた指定地域のうち大野原町及び豊浜町に係る部分を平成十七年十月十日限り廃止する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六百十八号

平成十二年香川県告示第八百号（騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年十月十一日から施行する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一中「観音寺市」を削る。  
二及び三中「観音寺市」及び「大野原町」を削り、「仁尾町及び豊浜町」を「及び仁尾町」に改める。

●香川県告示第六百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍬 武 史

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
丸亀市中津町1676番地  
株式会社伏見製薬所 代表取締役 伏見 豊
- (2) 事業場の所在地及び名称  
丸亀市中津町1676番地  
株式会社伏見製薬所 本社工場
- (3) 特定施設に関する事項

種 能	類 力	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後ただちに
	工事完成予定年月日	許可後1週間
等	使用開始予定年月日	完成後ただちに
使用時間間隔及び1日当りの使用時間		連続8時間使用
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常
	水素イオン濃度	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	190
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	250
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	1
	窒素含有量 (mg/ℓ)	11
	りん含有量 (mg/ℓ)	23.5
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		0.45
備 考		すべて産業廃棄物として処理する。

種 能	類 力	有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後ただちに
	工事完成予定年月日	許可後1週間
等	使用開始予定年月日	完成後ただちに
使用時間間隔及び1日当りの使用時間		連続8時間使用
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	980
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,200
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	1
	窒素含有量 (mg/ℓ)	12,908
	りん含有量 (mg/ℓ)	6,438
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		1.2
備 考		すべて事業場内でリサイクル使用する。
種 能	類 力	有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設
		スクラパー 15m <sup>3</sup> /min 2基 (①、②)
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後ただちに
	工事完成予定年月日	許可後1週間
等	使用開始予定年月日	完成後ただちに
使用時間間隔及び1日当りの使用時間		24時間使用
排出される汚水等の汚水等	項目	① 通常 ② 最大
		通常 最大

の汚染状態	水素イオン濃度	1以下	1以下	6～8	6～8
		生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	2	2	1
化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	3	3	3	3	
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	1	1	1	1	
窒素含有 量 (mg/ℓ)	5	5	2	2	
りん含有 量 (mg/ℓ)	50	50	143	143	
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	2.22	2.30	0.08	0.10	
備考	販売もしくはは事業場内で利用する。			すべて産業廃棄物として処理する。	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

区	分	第	3	排	水	口
排出水の 汚染状態	項目	通	常	最	大	
	水素イオン濃度		5.8～8.6		5.8～8.6	
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)		10		15	
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)		10		15	
	窒素含有 量 (mg/ℓ)		0.8		1.5	
	りん含有 量 (mg/ℓ)		0.2		0.3	
排出水の量	(m <sup>3</sup> /日)		4,220		4,390	

他に、排水口が3箇所(雨水排水口1箇所)ある。

(備考)今回、新規に特定施設を設置するが、汚水等の公共用水域への排出はないため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間  
平成17年10月7日から  
平成17年10月28日まで

(2) 場所  
香川県環境森林部環境管理課  
丸亀市環境課

●香川県告示第六百二十号  
漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十三年香川県告示第六百二十二号による保険に付すべき義務は、平成十七年十月四日限り消滅したので告示する。  
平成十七年十月七日

唐櫃加入区  
佐柳島加入区  
詫間加入区

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 国分寺琴南線(三十九号)
- 三 道路の区域

区	間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考

綾歌郡綾南町大字千疋字国ヶ坪二 一六〇番七地先から 綾歌郡綾南町大字千疋字国ヶ坪二 一六〇番三地先まで		後	前	平成十七年 告示第五百 六十六号で 供用開始し た区域の変 更
		二一・三 二一・六	一三・〇 二一	

四 供用開始の期日 平成十七年十月七日

●香川県告示第六百二十二号

平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成十七年十月十一日から施行する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 (一)の表2の項中「三豊郡豊浜町」を「観音寺市」に改め、同表7の項中「三豊郡豊浜町」を「観音寺市豊浜町」に、「三豊郡大野原町」を「観音寺市」に、「大野原町役場」を「観音寺市大野原町支所」に改め、同表15の項中「三豊郡豊浜町」を「観音寺市豊浜町」に、「同市港町」を「丸亀市港町」に改める。

●香川県告示第六百二十三号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十七年十月十一日から施行する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表及び二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表中「豊浜町」及び「大野原町」を「観音寺市」に改める。

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表中

「豊浜町」及び「大野原町」を「観音寺市」に改め、同表高松信用金庫の項中「城東

支店

を

丸亀市	城東支店	丸亀市
丸亀南支店		丸亀市

に改め、同表

四国労働金庫の項中

本店

高松市

を

本店

内海出張

高松市

所

観音寺支店

観音寺市

を

観音寺支店

内海町

所

内海支店

内海町

を

観音寺支店

観音寺市

に

改める。

公 告

●香川県公告第五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年九月十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月十八日から同年十一月七日まで縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 片岡南地区	満濃町建設課

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 丸田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 池下東地区	〃

●香川県公告第五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年九月十四日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月十八日から同年十一月七日まで縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
一股地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 一股地区	満濃町建設課
杉ノ上下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 杉ノ上下地区	〃
川滝地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 川滝地区	〃

●香川県公告第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年九月十六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月十八日から同年十一月七日まで縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業鈴木二号地区	高松市産業部 土地改良課
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業一ノ坪地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業本村一号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業高野一号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業高野二号地区	〃

●香川県公告第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年九月二十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月十八日から同年十一月七日まで縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業すり鉢池地区	高松市産業部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業上鴨池地区	〃

●香川県公告第五百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年九月二十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月十八日から同年十一月七日まで縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業城池地区	高松市産業部 土地改良課
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業相作地区	〃

●香川県公告第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、平池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業西又地区）を行うことについて平成十七年九月二十日認可した。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、高松市川島土地改良区の定款の変更を平成十七年九月二十日認可した。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、多度津町土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の内任  
種類 氏 名 住 所 退任年月日  
理事 村井 茂治 仲多度郡多度津町大字東白方五二二番地 平成一七、四、一

●香川県公告第五百六十四号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事了年月日
県営農村振興総合整備事業	三野川西（第二工区）	平成一四、二、七
〃	〃（第四工区）	平成一六、三、二

●香川県公告第五百六十五号

三木町から高松広域都市計画下水道の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十九条第二項の規定による選挙人名簿の引継ぎに伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年十月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区

九二、四二六八

香川郡選挙区

八、八七三人

●香川県選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年九月二十二日その指定を取り消した旨塩江町選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年十月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
樺川集会所	香川郡塩江町大字安原上東一六四四―一
西谷集会所	香川郡塩江町大字安原下第二号一三九二―一
香北集会所	香川郡塩江町大字上西乙四三九
塩江町役場塩江支所	香川郡塩江町大字安原上東三九四―二
塩江町民体育館	香川郡塩江町大字安原上二二八
東地集会所	香川郡塩江町大字安原上七〇―一
多目的研修会施設	香川郡塩江町大字安原上東一二二四―一
長野集会所	香川郡塩江町大字安原下第三号四五―一
塩江町役場上西支所会議室	香川郡塩江町大字上西乙五四九―一
西山地区コミュニティセンター	香川郡塩江町大字上西甲九四七―三
塩江勤労者体育センター	香川郡塩江町大字安原上六五九

●香川県選挙管理委員会告示第八十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十七年九月二十六日次の施設を指定した旨高松市選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年十月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
高松市塩江町中下所多目的研修集会所	高松市塩江町安原上東一二三四番地一
高松市西山ふれあいセンター	高松市塩江町安原上西甲九四七番地三

平成十七年十月七日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています